

多摩・島しょの小規模事業者の皆様へ

事業承継をお考えの方、「事業承継計画」を作成し、助成金を申込みませんか？  
事業引継ぎ、事業磨き上げ費用の一部を助成します！

# 事業承継円滑化 支援助成金のご案内

事業承継と持続的発展に向け、コーディネーターがサポートします！

東京都商工会連合会では、多摩・島しょ地域の小規模事業者の事業承継を円滑に行うため、専門家による長期的な経営支援とともに、承継準備段階の事業磨き上げ費用の一部を助成いたします。  
この支援をもとに事業承継のモデルを創出し、成果を地域に普及していきます。

## 事業承継計画の募集について

4年以内の事業承継を目指す「事業承継計画」を募集。審査基準に基づき認定します。  
認定事業者に対して、コーディネーターが事業承継と持続的発展に向けてサポートします。  
認定されると事業承継円滑化支援助成金の申請資格が付与されます。

【対象者】（下記の全てに該当すること）

- ① 小規模事業者であること
- ② 多摩地域又は島しょ地域に本社を置き、5年以上同地域内で事業活動していること
- ③ 代表者の年齢が原則60歳以上であること
- ④ 2022年度までの事業承継実施を計画していること

【募集期間】2019年 5月 31日（金）まで

※「事業承継計画」は所定の様式。  
ホームページから様式をダウンロードしてお申し込みください。

＜小規模事業者の範囲＞

業種	常時使用する従業員数
製造業その他	20人以下
卸売業・小売業	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下

※業種分類は日本標準産業分類に基づきます

## 事業承継円滑化支援助成金の内容

【対象者】

上記の「事業承継計画」の認定を受けた方。  
助成金申請を審査のうえ助成対象者を決定します。

【助成対象経費】

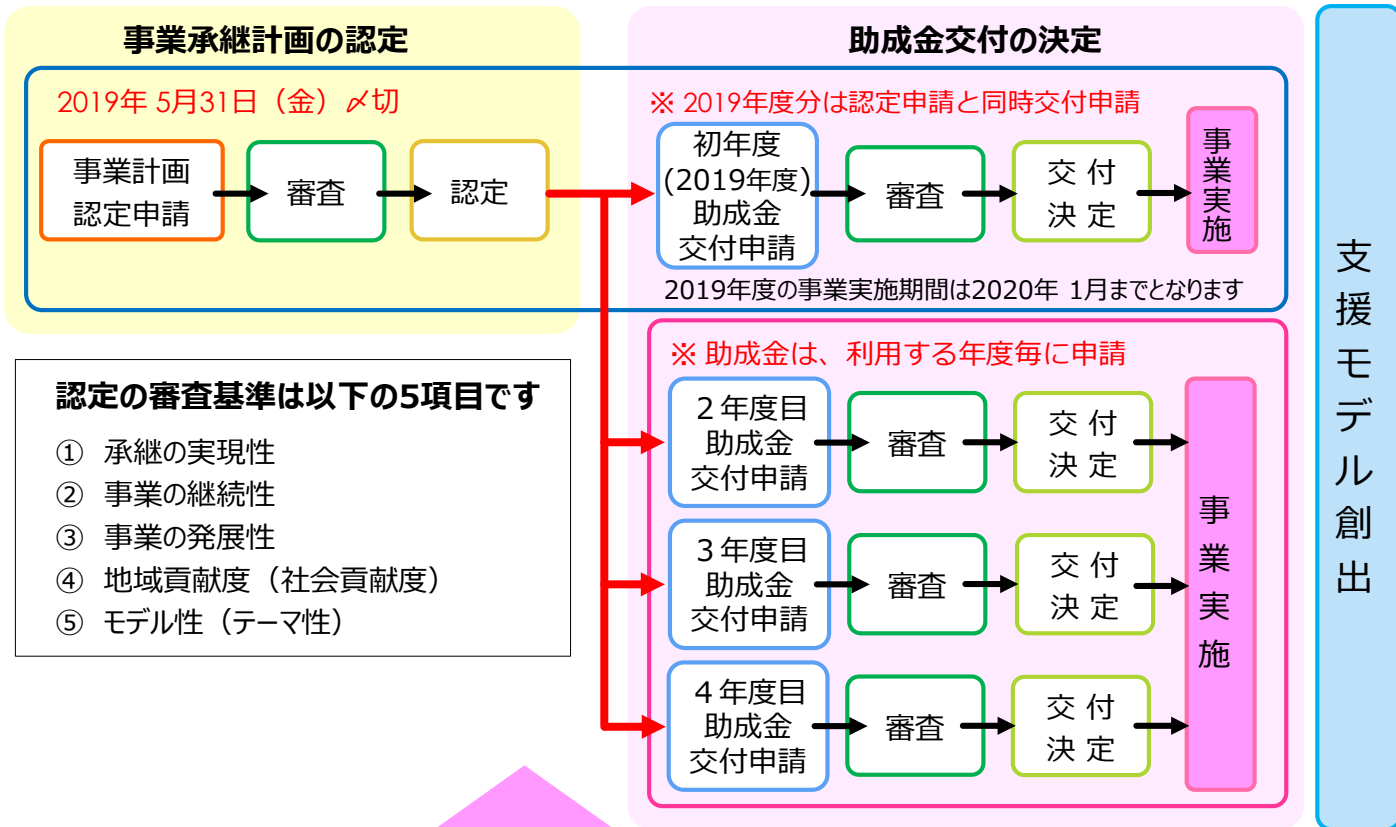
経営革新、販路開拓、製品開発、事業転換等の事業磨き上げに必要な次の経費

- ① 人的体制整備費・・・事業の磨き上げに取組む新規採用の後継者・従業員等の人件費、研修・教育費
- ② 生産・販売体制整備費・・・新たな技術・製品・デザイン等の開発費、新店舗等の賃借料、販路開拓費、事業承継のための株価・資産評価等企業評価費等
- ③ 既存事業終了経費・・・既存事業の廃止・集約に伴う商品在庫の廃棄・処分費、建物等解体処分費等
- ④ 第三者承継（M&A）経費・・・第三者承継のための株価算定・資産評価等経費、資産調査費等

【助成限度額】1回 200万円 ※事業承継計画期間中（4年以内）、2回まで助成金申請可能

【助成率】助成対象経費の3分の2以内

# 申請から採択までの流れ



## 認定の審査基準は以下の5項目です

- ① 承継の実現性
- ② 事業の継続性
- ③ 事業の発展性
- ④ 地域貢献度 (社会貢献度)
- ⑤ モデル性 (テーマ性)

多摩・島しょ経営支援拠点コーディネーターと専門家による専門的サポート

事業承継計画認定事業所の事例 (平成30年度)

業種	経営者	後継者	株の移譲形態	承継時期	助成金活用計画
建設業	創業者 80歳	長男(53歳) 専務	贈与・相続	3年後	新製品開発 後継者教育
金属製品 製造業	創業者 73歳	従業員(51歳) 工場長	譲渡	2年後	生産システム改善 販路開拓
電機機械 製造業	創業者 80歳	次男(48歳) 製造部長	贈与・相続	1年後	試作品開発 販路開拓
食品製造 小売業	二代目 77歳	次女 (49歳) サービス部門 責任者	相続	2年後	生産体制整備 事業承継資産評価



## 募集要項・各種様式はこちらから

<https://t2base.Tokyo/josei>

こちらのアドレスからHPにアクセスできます

本事業に関する詳細 (募集要項・各種様式) についてはHPにてご確認ください。

### 【お問合せ先】

東京都商工会連合会 事業承継支援室 (担当: 藤井/水木)

〒196-0033

東京都昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA

☎042-519-4380